

# 令和8年度 主任介護支援専門員研修 実施要綱

## 1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

宮崎県の指定を受け、一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会が実施する。

## 3 対象者

以下の（１）から（３）の全てに該当する者。

（１）介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること。

※居宅サービス計画書等を提出し、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者。

（２）下記受講区分A～Dのいずれかに該当すること。

（３）『介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ』又は、『更新研修（実務経験者）』を修了又は修了見込みであること。

受講区分	
A	専任(常勤かつ専従の勤務をいう)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務期間は算定可能) ※常勤かつ専従とは、事業所の営業時間を通して介護支援専門員の業務に携わる者を指す。
B	「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務期間は算定可能)。 ※宮崎県については、実践的ケアマネジメント指導者養成講座(入門・応用コース)として開催。
C	介護保険法施行規則第140条の6第1項第1号のイの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。 ※主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了する等、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。
D	専任・兼任問わず、介護支援専門員として実務に従事した期間が通算5年(60か月)以上あり、かつ以下(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 介護支援専門員の研修講師をする等指導的立場にある者なお、研修講師とは、宮崎県の法定研修の講師、ファシリテーターを継続的に担当した者 (2) 地域包括支援センター、職能団体又は市町村等が開催する法定外研修に年4回以上(※)の受講履歴がある者 ※研修申込日から遡って過去5年間のいずれかの年に法定外研修を4回以上受講することが条件 (3) 日本介護支援専門員協会が主催する「介護支援専門員生涯学習体系研修」の受講履歴がある者

4 受講料 36,000円(テキスト代を除く)

## 5 日程及び内容

講義はe-ラーニング、演習は会場で参集して実施します。詳細は、別紙「日程表」及び「プログラム」をご確認ください。

日程 (定員 70 名)	9月下旬～11月初旬までにe-ラーニングにて受講
	11月13日(金)、11月26日(木)、12月11日(金)、12月25日(金)、 12月26日(土)、1月8日(金)、1月22日(金)、2月2日(火)、2月15日(月)

## 6 受講環境の整備

介護支援専門員研修オンライン実施の手引きに基づき、パソコン(タブレット・スマートフォンは不可)、有線あるいは無線LAN、環境音が邪魔にならない静寂な場所(あるいはヘッドセット利用)等の受講環境を整えてください。また、Zoomミーティングを活用しオンラインで実施する際は、カメラ・マイク付きのパソコン又はタブレットを1人1台(スマートフォンは不可)ご準備いただき、インターネット環境が整備されている場所で受講してください。

## 7 受講申込方法

(1) 右記QRコードを読み取り、必要事項を入力し送信してください。

**パソコンからのメール受信、添付資料の受け取りができるアドレス**を登録

してください。携帯のアドレス(docomo・ezweb・softbank)は推奨しません。

宮崎県介護支援専門員協会ホームページからお申込みすることも可能です。



(2) 正しく送信されると、受付完了メールが届きます。受講決定通知が届くまで、大切に保管してください。必要に応じて、事務局よりご連絡をさせていただく場合があります。

(3) **申込締切：令和8年7月31日(金) 17:00まで**

(4) 他の都道府県での研修受講を希望する場合には、下記へご連絡ください。

**宮崎県長寿介護課 医療・介護連携推進室 (TEL : 0985-44-2605)**

## 8 受講申込時に提出(添付)するもの

(1) 居宅サービス計画書等

本研修は、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者であるか確認を行う為、居宅サービス計画書等の提出をお願いしております。(※介護保険最新情報VOL.419参照)。別紙、「事例提出について」を確認し、**令和8年7月31日(金) 17:00まで**に、郵送又は持参にてご提出ください。

(2) 下記いずれかの修了証明書の写し

① **専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ**

② 更新研修(実務経験者)

(3) 受講区分に基づく添付書類

次頁の表を確認しアップロード、メール、FAX、郵送のいずれかで提出してください。アップロード及びメールの場合は、携帯等で撮影した写真も可。登録番号と氏名を鮮明に撮影してください。FAXする場合は、送信状は不要。但し、氏名が変更になっている方は、その旨お知らせください。※主任介護支援専門員の有効期間が満了した方で、再度、主任介護支援専門員研修を受講される方は、**主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し**を添付することで、添付書類の提出は必要ありません。

※アップロード先はこちら ⇒ <http://kaigosien.quickconnect.to/sharing/I02HMq0sV>

受講区分	添 付 書 類
A	①【様式1】5年（60か月）以上の実務経験証明書
B	①【様式1】3年（36か月）以上の実務経験証明書 ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し又は、日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し。宮崎県内のリーダー養成研修受講者については、「宮崎県実践的ケアマネジメント指導者養成講座（入門コース又は応用コース）」の修了証明書の写し
C	①【様式3】地域包括支援センター在籍証明書 ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し
D	①【様式1】5年（60ヶ月）以上の実務経験証明書 ②（1）の場合：【様式4】指定研修講師担当実績申出書 （2）の場合：【様式2】研修受講証明書 4枚 （3）の場合：修了証または、認定登録証の写し

#### 9 受講決定

受講決定通知を、令和8年8月24日（月）までに申し込みいただいたメールアドレスに送付します。それを過ぎても届かない場合は至急ご連絡ください。

#### 10 受講料等の支払いについて

決定通知に請求書を同封します。令和8年9月4日（金）までにお振り込みください。期日までに振込みが確認できない際は、受講決定を取り消す場合もございます。

#### 11 受講申込みの取り消しについて

令和8年9月4日（金）までにご連絡ください。但し、一度お振込みいただいた受講料は、いかなる理由でも返金できません。

#### 12 教 材

下記テキストを使用しますので、**必ずご準備ください**。令和6年4月よりテキストが新しくなりました。それ以前のテキストは、使用できません。別紙チラシをご参照の上、日本介護支援専門員協会ホームページから購入してください。配送には10日ほどかかります。お早目にご注文ください。

品 名	金額（税込）	送料
4訂／介護支援専門員研修テキスト 主任介護支援専門員研修	4,400円	日本介護支援専門員協会の会員は無料 それ以外は、1,080円～

#### 13 修了評価について

e-ラーニングを活用し、研修記録シートと確認テストを実施します。詳細については、決定通知でお知らせします。

#### 14 研修修了者

- (1) 研修修了者とは、研修の全課程をすべて受講したものとし、30分以上の遅刻・早退・一定時間を超える離席等（インターネットの不具合を含む）は認められません。
- (2) 全課程修了後、一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会 会長名の修了証明書を発行します。
- (3) e-ラーニングでの修了評価実施後、3月31日付けで修了証明書を発行します。

#### 15 受講の無効及び修了取り消しについて

受講申込みに当たり、虚偽又は不正の事実があった場合や研修受講中の不正行為や迷惑行為が判明した場合は、その時点で受講を無効とします。研修が修了している場合には、修了の決定を取り消し、修了証明書を返還していただきます。

#### 16 個人情報取扱

受講申し込みで取得した個人情報は、本研修並びに宮崎県介護支援専門員協会の事業運営に関すること、宮崎県への報告以外には利用いたしません。

#### 17 受講料の負担軽減について

- (1) 主任介護支援専門員研修は、特定一般教育訓練講座に指定されており、教育訓練給付金の受給が可能です。給付を受けるためには、雇用保険の加入期間などの条件があります。また、受講開始日2週間前までに、お住まいを管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で手続きを行う必要がありますので、お早めに手続きを進めてください。詳細は、公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。
- (2) 一部の市町村では、介護支援専門員研修の受講料補助を行っています。詳細は、お住まいの又は勤務先のある市町村にお尋ねください。なお、市町村によっては、主任介護支援専門員更新研修は、補助対象外の場合もあります。また、一部の市町村の情報については、宮崎県庁ホームページに掲載しています。他制度との併用についても、事業を実施するハローワークや市町村にお尋ねください。

【県庁ホームページ トップ > くらし・健康・福祉 > 高齢者・介護 > 介護人材 >

介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修・介護支援専門員法定研修の受講料補助について】

#### 18 その他

- (1) 自然災害等により、本協会が開催不可能と判断した時は、日程を変更する場合があります。
- (2) 研修当日準備するものについては、受講決定通知にてご案内いたします。
- (3) e-ラーニングの受講方法等については、受講が決定した後に改めてご案内いたします。

#### 19 申込み・連絡先

一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会 事務局 担当 小島・井上  
〒880-0001 宮崎市橘通西5丁目6-57 山崎ビル4階  
TEL 0985-61-1830 FAX 0985-61-1832  
問合せ時間 平日9:00~17:00  
研修当日の連絡先 080-2696-3407